

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	1
◎土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	1
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (")	2
◎土砂災害特別警戒区域の指定 (")	2
◎告示(土砂災害警戒区域の指定)の一部改正 (")	2
○道路の区域変更(4件) (道路課)	2
○道路の供用開始(2件) (")	3
公 告	
○換地処分届出(四万十町) (農業基盤課)	3
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項(薬剤による防除) (林業改革課)	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
○海岸法による所有者不明の船舶の措置 (海岸課)	4
高知県公営企業局告示	
○平成21年から平成23年までに高知県公営企業局が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格	4
○平成21年から平成23年までに高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格	4
○平成21年から平成23年までに高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格	4
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体異動の届出(2件)	4
○政治団体解散の届出	6
◎高知県選挙事務執行行程の一部改正	7

告 示

高知県告示第739号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定によ

り、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成20年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
十和川口	シモツルイ	89の5の一部	十和川口	ヨケヂ
	ヌタノモト	1088の一部		
	ヨケヂ	103の一部、104の1の一部、104の2の一部、105の1の一部、106の6		
中田		242の5の一部、1094の一部		
	ヌタノモト			中田
	新階			シロコエ
	シロコエ			新階

備考 上記地番は、平成20年10月1日現在の登記簿による。

高知県告示第740号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町立川下名字カケヒ2023の5、2023の11、2023の18
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

長岡郡大豊町角茂谷字猪ノ谷1575、1581、1584から1586まで、3989のイ、字上猪ノ谷3996、字三ツ辻1600のイ、4011、字白瀧3932の7、3932の9、3932の10、3932の15から3932の17まで、3939、3941の1、3942の1、字ツチノ向イ3884の1、3884の3、字柳ノ本3991の2

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第741号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成20年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

基本測量(基盤地図情報整備作業)

2 作業期間

平成21年1月9日から同年3月27日まで

3 作業地域

高知市、南国市、香美市及び吾川郡いの町

高知県告示第742号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
I-1371	深谷町(中)	高知市南中山及び深谷町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第743号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき平成18年3月24日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
I-1371	深谷町(中)	高知市深谷町及び南中山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第744号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
201-38-028a	西竹島川	高知市深谷町及び南中山(別紙図面のとおり)	土石流

201-38-030	高見川	高知市北中山及び高見町(別紙図面のとおり)	土石流
I-1367	深谷町(北)	高知市高見町、深谷町、南中山及び六泉寺(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1370	深谷町(3)	高知市深谷町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1371	深谷町(中)	高知市南中山及び深谷町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1372a	高見	高知市北中山、高見町及び六泉寺(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1372b	高見(2)	高知市北高見町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第745号

平成18年3月高知県告示第217号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

表のI-1371の項を削る。

高知県告示第746号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年12月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	前	13.1	2

高知市大津字鴨巢甲372番6			
	後	13.1 } 15.2	2

高知県告示第747号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年12月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
高岡郡津野町芳生野字井デグチ丙1974番1から高岡郡津野町芳生野字西ノ前丙1170番5まで	前	A 3.8 } 8.0	252
高岡郡津野町芳生野字井デグチ丙1974番2から高岡郡津野町芳生野字西ノ前丙1171番1まで	後	12.4 } 34.4	256

高知県告示第748号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年12月19日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興津窪川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町興津 字元谷山2524番1から 高岡郡四万十町興津 字元谷山2529番1まで	前	26.8 } 60.0	65
	後	23.5 } 40.9	65

高知県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年12月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南インター
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市高須新町三丁目1123番3から 高知市高須大谷1251番1地先まで	A	12.1 } 62.9	138
	B	6.7 } 13.0	105
高知市高須新町三丁目1123番3から 高知市高須大谷1251	A	10.7 }	138

番1地先まで	後	71.9	105
高知市高須新町三丁目901番地先から 高知市高須大谷1238番1地先まで		B	

高知県告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年12月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市大津字鴨巣甲372番6	2	平成20年12月19日

高知県告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年12月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上郷橋原
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町芳生野字掛岩乙2830番1から 高岡郡津野町芳生野字掛岩乙2765番2まで	577	平成20年12月19日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、四万十町から十和中部地区（川口換地区）の換地処分を平成20年12月1日に行った旨の届出があった。

平成20年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~  
森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成20年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 区域及び期間

(1) 区域

高知市の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部林業改革課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成20年12月19日から平成21年3月20日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するもの

とし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成20年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                      | 開発区域に含まれる地域の名称          | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                       |
|---------------------------|-------------------------|----------------------------------------|
| 平成20年11月27日<br>20高都計第488号 | 香美市土佐山田町山田字小島土居1568-2ほか | 南国市大桶甲1316番地1 メゾンテルシャトーD棟101号<br>依光 慎一 |

海岸法（昭和31年法律第101号）第12条第3項の規定に基づき、所有者不明の船舶の措置を次のとおり行う。  
平成20年12月19日

海岸管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 1 船舶の放置されている場所並びに当該船舶の種類及び数
- (1) 田条海岸 須崎市浦ノ内田条地先  
FRP船1隻（船名不明、282-16333）  
FRP船3隻（船名及び船舶番号不明）
- (2) 灰方海岸 須崎市浦ノ内灰方地先  
FRP船（ヨット）1隻（船名不明、282-11510）  
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明）
- (3) 出見海岸 須崎市浦ノ内出見地先  
FRP船1隻（船名不明、282-2023）  
FRP船5隻（船名及び船舶番号不明）

- (4) 立目海岸 須崎市浦ノ内立目地先  
FRP船1隻（船名不明、282-15832）
- (5) 大嶋海岸 須崎市浦ノ内大嶋地先  
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明）
- (6) 中ノ浦海岸 須崎市浦ノ内中ノ浦地先  
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明）

2 所有者の行うべき措置

船舶の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に海岸管理者の指示に従い、当該船舶を除却しなければならない。

3 海岸管理者の措置

海岸管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該船舶を処分するものとする。

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に高知県公営企業局が発注する物品の購入（製造を含む。）又はサービス（清掃、警備及び設備保守管理を除く。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり定める。  
平成20年12月19日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

平成20年8月高知県告示第531号（平成21年から平成23年までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等）により競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定された者

高知県公営企業局告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃、警備又は設備保守管理業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり定める。  
平成20年12月19日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

平成20年8月高知県告示第536号（平成21年から平成23年までに県が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格等）により指名競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定された者

高知県公営企業局告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続

の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり定める。  
平成20年12月19日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

平成20年9月高知県告示第559号（平成21年から平成23年までに県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等）により競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定された者

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。  
平成20年12月19日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 区分  | 名称        | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日     |
|-----|-----------|-------|---------|------------|-----------|
| 異動前 | 岩崎けんろう後援会 | 異動なし  | 吉永 礎    | 異動なし       | 平20・11・12 |
| 異動後 |           |       | 小松 和一   |            |           |



## 高知県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成20年12月19日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党

| 名称                | 異動事項          | 異動前                     | 異動後                                | 届出年月日     |
|-------------------|---------------|-------------------------|------------------------------------|-----------|
| 民主党高知県第1区総支部      | 国会議員関係政治団体の区分 | 国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党 | 平20・11・7  |
|                   | 公職の種類         |                         | 衆議院議員                              |           |
| 民主党高知県第3区総支部      | 国会議員関係政治団体の区分 | 国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党 | 平20・11・11 |
|                   | 公職の種類         |                         | 衆議院議員                              |           |
| 民主党高知県参議院選挙区第1総支部 | 国会議員関係政治団体の区分 | 国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党 | 平20・11・12 |
|                   | 公職の種類         |                         | 参議院議員                              |           |

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

| 名称       | 異動事項          | 異動前               | 異動後                        | 届出年月日     |
|----------|---------------|-------------------|----------------------------|-----------|
| 広田一改新の会  | 国会議員関係政治団体の区分 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | 平20・11・5  |
|          | 公職の種類         |                   | 参議院議員                      |           |
| 田村くみこ後援会 | 国会議員関係政治団体の区分 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | 平20・11・7  |
|          | 公職の種類         |                   | 衆議院議員                      |           |
| 武内則男後援会  | 国会議員関係政治団体    | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | 平20・11・11 |

|          |               |                   |                            |           |
|----------|---------------|-------------------|----------------------------|-----------|
|          | の区分           |                   | 体                          |           |
|          | 公職の種類         |                   | 参議院議員                      |           |
| 中山ともい後援会 | 国会議員関係政治団体の区分 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | 平20・11・11 |
|          | 公職の種類         |                   | 衆議院議員                      |           |

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

| 名称       | 異動事項            | 異動前               | 異動後                        | 届出年月日    |
|----------|-----------------|-------------------|----------------------------|----------|
| 広田一改新の会  | 国会議員関係政治団体の区分   | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 平20・11・5 |
|          | 公職の候補者氏名及び公職の種類 |                   | 広田 一・参議院議員                 |          |
| 広田一元気会   | 国会議員関係政治団体の区分   | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 平20・11・5 |
|          | 公職の候補者氏名及び公職の種類 |                   | 広田 一・参議院議員                 |          |
| 広田一後援会   | 国会議員関係政治団体の区分   | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 平20・11・5 |
|          | 公職の候補者氏名及び公職の種類 |                   | 広田 一・参議院議員                 |          |
| 田村くみこ後援会 | 国会議員関係政治団体の区分   | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 平20・11・7 |
|          | 公職の候補者氏名及び公職の種類 |                   | 田村 久美子・衆議院議員               |          |

|             |                 |                   |                            |           |
|-------------|-----------------|-------------------|----------------------------|-----------|
| 武内則男<br>後援会 | 国会議員関係政治団体の区分   | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 平20・11・11 |
|             | 公職の候補者氏名及び公職の種類 |                   | 武内 則男・参議院議員                |           |
| 中山ともい後援会    | 国会議員関係政治団体の区分   | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 平20・11・11 |
|             | 公職の候補者氏名及び公職の種類 |                   | 中山 知意・衆議院議員                |           |

高知県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成20年12月19日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

| 名称      | 主たる事務所の所在地    | 代表者氏名 | 政治団体でなくなった理由 | 届出年月日     |
|---------|---------------|-------|--------------|-----------|
| 井上一夫後援会 | 安芸郡芸西村和食甲2275 | 岡村 守凱 | 解散           | 平20・11・27 |

## 高知県選挙管理委員会告示第89号

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成20年12月19日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

第21条中「ポスター作成証明書を」を「ポスター作成証明書を当該使用又は作成の実績に基づき作成し、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第22条中「前条」を「前条第1項」に、「燃料供給業者」を「当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第19条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し」に改め、「、当該証明書のほかに」を削る。

別記第7号様式（その1）備考2中「燃料供給量」を「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」に改め、同様式（その1）備考に次のように加える。

3 「燃料代」について単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください。この場合において、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

別記第8号様式（その1）中

「3 確認申請金額

\_\_\_\_\_円

」

を

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号

4 確認申請金額

\_\_\_\_\_円

」

に改め、同様式（その1）備考3を同様式（その1）備考4とし、同様式（その1）備考2の次に次のように加える。

3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

別記第9号様式（その1）中

「3 確認金額

\_\_\_\_\_円

」

を

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号

4 確認金額

\_\_\_\_\_円

」

に改め、同様式（その1）備考2を次のように改める。

2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合においては、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を

受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいいます。）の写しとともに、この確認書を請求書に添付してください。

なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

別記第10号様式（その1）中「使用する」を「使用した」に改め、同様式（その1）備考1中「証明書は」を「証明書は、使用の実績に基づいて」に改め、同様式（その2）を次のように改める。

(その2) (燃料)

選挙運動用自動車使用証明書  
(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日  
年 月 日執行  
(  
候補者氏名  
選挙  
選挙区)  
㊦

記

| 燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |                           |       |        |     |
|--------------------------------------|---------------------------|-------|--------|-----|
| 燃料供給年月日                              | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号 | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備 考 |
|                                      |                           | ℓ     | 円      |     |
|                                      |                           |       |        |     |
|                                      |                           |       |        |     |
|                                      |                           |       |        |     |
|                                      |                           |       |        |     |
| 計                                    |                           |       |        |     |

- 備考 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいいます。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が県に支払を請求するときは、この証明書、自動車燃料代確認書及び給与伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

別記第10号様式（その3）中「使用する」を「使用した」に、  
「年 月 日執行 選挙  
( 選挙区)  
候補者氏名 ㊦」  
を  
「年 月 日執行 選挙  
( 選挙区)  
候補者氏名 ㊦」  
に改め、同様式（その3）備考1中「証明書は」を「証明書は、使用の実績に基づいて」に改め、同様式（その3）備考6を同様式（その3）備考7とし、同様式（その3）備考5を同様式（その3）備考6とし、同様式（その3）備考4を同様式（その3）備考5とし、同様式（その3）備考3を同様式（その3）備考4とし、同様式（その3）備考2を同様式（その3）備考3とし、同様式（その3）備考1の次に次のように加える。

2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

別記第11号様式（その1）中「作成する」を「作成した」に改め、同様式（その1）備考1中「証明書は」を「証明書は、作成の実績に基づいて」に改め、同様式（その2）中「作成する」を「作成した」に改め、同様式（その2）備考1中「証明書は」を「証明書は、作成の実績に基づいて」に改める。

別記第12号様式（その1）中  
「5 銀行名、口座名及び口座番号」  
を  
「5 金融機関名、口座名及び口座番号」

| 金融機関名   | 店 舗 名   |
|---------|---------|
| 金融機関コード | 店 舗 コード |
| 預 金 種 別 | 口 座 番 号 |
| ふ り が な |         |
| 口 座 名   |         |

に改め、同様式（その1）備考1中「自動車燃料代確認書」を「自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいいます。）の写し）」に改め、同様式（その1）備考に次のように加える。

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別記第12号様式（その1）の（別紙）の（その2）を次のように改める。



(その2)

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

| 使用年月日 | 借入金額 (ア) | 基準限度額 (イ) | 請求金額 | 備考 |
|-------|----------|-----------|------|----|
|       | 円        | 15,300円   | 円    |    |
|       | 円        | 15,300円   | 円    |    |
|       | 円        | 15,300円   | 円    |    |
|       | 円        | 15,300円   | 円    |    |
| 計     |          |           | 円    |    |

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

| 販売年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号 | 販売金額 (ア)          | 基準限度額 (イ) | 請求金額 | 備考 |
|-------|---------------------------|-------------------|-----------|------|----|
|       |                           | 円 ℓ 円<br>( )×( )= | /         | /    |    |
|       |                           | 円 ℓ 円<br>( )×( )= |           |      |    |
|       |                           | 円 ℓ 円<br>( )×( )= |           |      |    |
| 計     |                           | 円                 |           |      |    |

- 備考 1 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 3 「基準限度額」の「計」欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 4 「請求金額」の「計」欄には、(ア)の「計」欄又は(イ)の「計」欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(3) 運転手

| 雇用年月日 | 報酬 (ア) | 基準限度額 (イ) | 請求金額 | 備考 |
|-------|--------|-----------|------|----|
|       | 円      | 12,500円   | 円    |    |
|       | 円      | 12,500円   | 円    |    |
|       | 円      | 12,500円   | 円    |    |
|       | 円      | 12,500円   | 円    |    |
| 計     |        |           | 円    |    |

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

別記第12号様式（その2）及び（その3）中

「5 銀行名、口座名及び口座番号

を

「5 金融機関名、口座名及び口座番号

|             |  |         |  |
|-------------|--|---------|--|
| 金 融 機 関 名   |  | 店 舗 名   |  |
| 金 融 機 関 コード |  | 店 舗 コード |  |
| 預 金 種 別     |  | 口 座 番 号 |  |
| ふ り が な     |  |         |  |
| 口 座 名       |  |         |  |

に改める。

**附 則**

この告示は、平成20年12月19日から施行する。